

須坂市農業委員会 令和元年 5 月総会 議事録

1 招集 令和元年 5 月 30 日(木) 午後 3 時 00 分

2 開会 令和元年 5 月 30 日(木) 午後 3 時 00 分

3 閉会 令和元年 5 月 30 日(木) 午後 3 時 53 分

4 場所 須坂市議会第 4 委員会室

5 出席した農業委員 (13 人)

出席した農地利用最適化推進委員 (6 人)

会長	14 番	神林利彦	農業委員	7 番	斎藤 稔	推進委員	15 番	竹前清孝
会長職務代理	13 番	田中郁男	〃	8 番	山岸和人	〃	16 番	小林郁雄
農業委員	1 番	坂本正雄	〃	9 番	中村嘉博	〃	18 番	小林英次
〃	2 番	茂木 都	〃	10 番	宮尾哲雄	〃	19 番	神林秀明
〃	3 番	中澤秀樹	〃	11 番	春原 博	〃	20 番	豊田耕一
〃	4 番	小林 昇	〃	12 番	平野 正	〃	21 番	依田浩明
〃	6 番	谷口みづ子						

6 欠席した農業委員 5 番 長野 衛

欠席した農地利用最適化推進委員 17 番 市川和志

7 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について(→農業委員会許可)

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について (利用権設定→市の公告)

議案第 6 号 農地法施行規則第 17 条第 2 項の下限面積 (別段面積) の適用の可否について (→農業委員会可否決定)

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

8 農業委員会事務局職員

事務局長 勝山修吉 局長補佐兼農地係長 荻原一司 農地係主査 増村穰亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主査 土屋大輔

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会 5 月総会を開会いたします。本日の会議につきまして、長野委員から欠席の連絡をいただいておりますが、農業委員総数の過半数の出席をいただいておりますので本日の会議の成立をご報告いたします。

また、市川和志推進委員から欠席の連絡がありましたので申し添えます。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 どうもご苦労様です。早いもので 5 月も月末となりましたが、今年の 5 月は 19 日には屋久島で 50 年ぶりの記録的な大雨が降りました。24 日から猛暑が続いているわけですが、皆様農作業も大変忙しくなっているなか、5 月総会にご参集いただきましてありが

とうございます。それではさっそくですが、5月総会に入らせていただきます。

5月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会会議規則第14条の規定により、6番 谷口フサ子委員、7番 斎藤稔委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数4件について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

16番
事務局

No.1とNo.2ですが、譲受人の事業内容と役員について教えていただきたい。

事業の目的は、農産物の生産、加工及び販売。農産物の売買。農業用生産資材の販売。農業用包装資材の製造、販売。飲食店業。上記各号に付随する一切の業務となっています。役員につきましては3名います。農作業の従事日数も概ね150日以上の要件もクリアしています。

議長

ほかにないようですので、採決を行います。議案第4号の4件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第4号の4件については、許可と決定しました。

議長

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数25件を議題といたします。

最初に、No.1からNo.12までの12件について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

説明員
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでしたら推進委員さんで何かございますか。

18番

No.6ですが、利用権の期間が25年となっていますが、利用権設定の年数に決まりはあるのかなのか教えていただきたい。それから、仮に借受人か貸付人どちらかが、不幸な事態に陥った時に再度議案として上程されるんですか。

説明員

農地法上、最長50年となっています。農業経営基盤強化促進法も農地法に準じるという形で最長50年という決まりです。もし万が一ご不孝等があった場合、相続の場合につきましては、改めての手続き等は必要ございません。違う方が賃借権の設定をする場合は、本委員会で審議していただくことになります。

16番

今の件に関連してなんですが、長い期間の賃貸の場合、議案書はなくなってしまうすよね。ですから内容がわからなくなってしまうことがあったのでわからなくならないようにしていただきたい。

事務員

基本的に耕作台帳に利用権設定期間、始期と終期を載せてあります。以前、内容がわからなくなった事例があったということですが、後で具体的に教えてください。

議長

ほかにないようでありますので、採決いたします。

議案第5号のNo.1からNo.12までの12件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第5号のNo.1 からNo.12 までの 12 件については、決定とすることに決定しました。

議長 次に、議案第5号のNo.13 からNo.19 までの 7 件について、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

3 番 No.14 について伺います。再設定ということですが前は何を栽培するということだったんですか。

説明員 借受人は長野市の方で里親をやられていまして、はじめは新規就農者に任せる予定でしたが、それが難しく借受人がブドウを栽培するということで話を聞いています。

3 番 前回は何を栽培しようとしていたんですか。

説明員 前回はブドウで申請されています。

3 番 今回もブドウで申請されていますが、賃借の期間が2年でいいんですか。

説明員 たしかに2年で短い期間ですが、前回の設定が2年だったということと、研修期間が2年ということで今回設定したと聞いています。

3 番 私、この現場を見てきましたが現状はただ草を刈ってあるだけです。2年の賃借期間だとブドウを植えてすぐ返すようになりますよ。行政指導として賃借期間は、10年とかにしないとまずいのではないかと思います。当事者が2年でいいんだということであればいいですが、あとで問題が起きないようにやっていただきたい。ご見解を伺いたい。

説明員 農業委員さんおっしゃるとおりでして、今後こういう事例がありましたらある程度の期間を見据えるなかで指導していきたいと思います。

議長 ないようでしたら推進委員さんで何かございますか。

20 番 同じくNo.14 についてですが、この土地は依然堆肥が置いてあった土地ですが、今、耕作できる状態になっているんですか。

説明員 先日、現地を確認させていただきましたが、堆肥は見当たらず草が生えている状態で借受人は里親もやられている方ですので、必要によっては土壤改良していただきできるだけ早くブドウ栽培ができるよう話をさせていただきます。

20 番 使用貸借建と言うのはタダということでしょうか。

説明員 そうです。

議長 ほかにないようでありますので、採決いたします。

議案第5号のNo.13 からNo.19 までの 7 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第5号のNo.13 からNo.19 までの 7 件については、決定とすることに決定しました。

議長 次に、議案第5号のNo.20 からNo.25 までの 6 件について、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでしたら推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第5号のNo.20 からNo.25 までの 6 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第5号のNo.20 からNo.25 までの6 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第6号「農地法施行規則第17条第2項の下限面積（別段面積）の適用の可否について」申請件数1件について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 （議案書に基づき朗読、説明。）

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

14 番 ○○につきましては、平成13年からこの住宅にお住まいで、今回の農地ですが、調査しましたところ、現在、八町きゅうり、じゃがいも、ネギ等の野菜が栽培されています。今まで農機具等を所有されていなかったもので近所の方に耕作してもらっていましたが、このたび耕運機を買って野菜作りに専念したいということをお聞きしましたのでよろしくをお願いいたします。今後、農地法第3条の申請が出されると思いますが、その際はよろしくをお願いいたします。

議長 続いて推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでしたら推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第6号の1件について、可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

（賛成者挙手）

議長 挙手全員であります。よって議案第6号の1件については、可とすることに決しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」報告件数2件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 （議案書に基づき朗読、説明。）

議長 質疑意見はございませんか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、5月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長

署名委員

署名委員